

第1章 設立及び目的

第1条 聖学院大学（以下「本学」という。）の法的設置者は、「基督教会」（ディサイプルス派）の伝統のもとに設立された学校法人聖学院である。

第2条 本学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神（霊）的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成に努め、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間を育成し、文化の発展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする。

2 第3条に定める各学部又は学科の教育研究上の目的は別記のとおりとする。

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に示す本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関する規則は別に定める。

3 点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

第3条 本学の学部、学科及び各定員は、次のとおりとする。

(学部名)	(学科名)	(入学定員)	(収容定員)
政治経済学部	政治経済学科	160名	640名
人文学部	欧米文化学科	80名	320名
	日本文化学科	80名	320名
人間福祉学部	児童学科	100名	400名
	こども心理学科	80名	320名
	人間福祉学科	80名	320名

2 本学に、基礎科目、教養科目及び総合科目の編成及び教員配置をつかさどる基礎総合教育部を置く。

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

第3条の3 本学に聖学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所に関する規則は別に定める。

第4条 本学に聖学院大学総合図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

第4条の2 本学に、附属幼稚園として聖学院大学附属みどり幼稚園を置く。

第3章 教職員組織

第5条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長、大学チャプレン、学部長、学部チャプレン、基礎総合教育部長及び学科長
- (2) 教授
- (3) 准教授、助教、講師、助手その他の教育職員
- (4) 事務職員
- (5) 学長が必要と認めたその他の教職員

2 学長は、聖学院大学運営委員会（以下「運営委員会」という。）の補佐を受けて全ての校務をつかさどり、所属教職員を統督し、本学を代表する。

- 3 学長は、全ての校務（大学教授会、学部教授会又は研究科委員会（以下「大学教授会等」という。）の意見を聴くものとして定めた事項及び大学教授会等に委任した事項を含む。）について、本学としての最終的な決定を行う権限を有し、その責任を負う。
- 4 学長は、大学教授会等の意見を尊重しなければならない。
- 5 学部長、基礎総合教育部長及び学科長は、それぞれ学部、基礎総合教育部又は学科に関する校務をつかさどる。
- 6 大学チャプレン及び学部チャプレンは、「聖学院大学の理念」に基づいて、本学の礼拝、式典並びに教職員及び学生の宗教活動を霊的な配慮をもってつかさどる。
- 7 運営委員会の組織その他の必要な事項については、別に定める。
- 8 教職員の組織、事務分掌その他の事項は、別に定める。

第4章 教授会

第6条 本学に、大学教授会及び学部教授会を置く。

- 2 大学教授会は、前条第1項第1号に掲げる者及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合には、その他の教職員を加え、又は陪席させることができる。
- 3 学長は、大学教授会を招集し、その議長となる。
- 4 大学教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、これを審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育研究に関するその他の重要な事項で、大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 5 学長は、前項第3号の事項を定めるに当たっては、大学教授会の意見を参酌し、その定めた事項を書面の交付その他の方法により大学教授会に周知するものとする。
- 6 大学教授会は、第4項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べるができる。
- 7 大学教授会は、第4項及び前項に定める事項について、審議し、及び意見を述べるほか、学部教授会その他の教育研究上の教員組織が行った審議について報告を受ける。
- 8 学長は、教育研究に関して行うべき判断の一部を、大学教授会に委任することができる。
- 9 大学教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第7条 学部教授会は、学部長、学部チャプレン及び学部所属の専任の教授をもって組織する。ただし、学長又は学部長が必要と認める場合には、その他の教職員を加え、又は陪席させることができる。

- 2 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。
- 3 学長及び大学チャプレンは、学部教授会に出席することができる。
- 4 学部教授会は、学長が、その決定を行うに当たって学部教授会の意見を聴くことを要するものと定める教育研究上の重要な事項について、審議し、大学教授会を通じて意見を述べるものとする。
- 5 学長は、前項の事項を定めるに当たっては、学部長、大学教授会及び学部教授会の意見を参酌するとともに、その定めた事項を、書面の交付その他の方法で学部長、大学教授会及び学部教授会に周知するものとする。
- 6 学部教授会は、第4項に規定するもののほか、学長又は学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べるができる。
- 7 学長及び学部長は、教育研究に関して行うべき判断の一部を、学部教授会に委任することができる。
- 8 学部教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

第8条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条の2 本学の創立記念日を10月31日（宗教改革記念日）とする。

第9条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は必要がある場合、春学期、秋学期の期間を変更することができる。

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) クリスマス 12月25日

(4) 夏期、冬期及び春期休業については、別に定める。

2 前項第4号の休業日は変更することができる。また学長は必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 教育上必要があり、やむを得ない事情があったときは、休業日に授業（集中講義、実習等を含む。）を行うことがある。

第6章 修業年限及び在学年限

第11条 学部の修業年限は4年とする。

第12条 在学年限は休学期間を除き8年とする。

2 再入学者は再入学前の年数を加えて8年を超えることができない。

3 第18条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入 学

第13条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学及び転入学、または教育上適当と認めるときは、大学教授会の議を経て、入学の時期を学期の初めとすることができる。

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(6) その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第15条 本学への入学志願者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに本学に提出しなければならない。

第16条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第17条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書、住民票抄本、その他本学が必要とする書類とともに、入学金及び所定の学費を添えて、指定の期日までに入学手続きをしなければならない。

2 学長は入学手続きを完了した者に対し、大学教授会の議を経て入学を許可する。

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ修了に必要な総授業時数が1,700時間以上のものであること）を修了した者

(4) 外国の大学において前各号に準じる課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、大学教授会の議を経て学長が決定する。

第18条の2 本学を退学した者（除籍を含む。）で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第19条 第17条に規定する保証人は、満25歳以上の独立の生計をたてる者であって、学生在学中にかかる一切の事項につきその責を負うものとする。

2 保証人が本学において不適当と認められたときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人が死亡し又はその他の理由で、第1項に定める責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め届け出なければならない。

第8章 教育課程及び履修方法等

第20条 授業科目を分けて、基礎科目、教養科目、専門科目及び総合科目とする。

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学教授会又は学部教授会は、教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第20条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第21条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Iのとおりとする。

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等にかかわる授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第22条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、学部教授会の定めるところにより、単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第23条 履修した授業科目の成績評価は、原則として、試験（試験に代わるレポートを含む。）により行う。

第24条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、D、Xの6段階をもって評価し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目については、試験の成績をN（合格）又はD（不合格）で評価することができる。

第24条の2 1年間の授業を行う期間は、補講・試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第25条の2 教育上有益と認めるときは、他学部又は他学科との協議に基づき、学生に当該他学部又は他学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目により修得した単位については、当該学部の教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目により修得した単位については、大学教授会又は学部教授会の議を経て、30単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

第26条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目履修により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学部教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に又は入学後に行う文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

3 前2項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなし、卒業要件となる単位として認める単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第9章 休学、転学、転部、転科、留学及び退学

第27条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き3ヶ月以上修学が困難な者は、その理由を記し、保証人連署のうえ休学を願いできることができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学部長が学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。

第28条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に算入しない。

第29条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第30条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学部長の許可を受けなければならない。

第30条の2 本学の他の学部へ移ろうとする者又は同一学部で所属の学科を変更しようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て相当年次に転部又は転科を許可することがある。

第31条 外国の大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

第32条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ願出しなければならない。

第33条 次の各号の一に該当する者は、大学教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第28条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第10章 卒業、学位、課程認定及び資格

第34条 本学に4年(第18条第1項により入学した者については、同条第2項に定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第Ⅱに定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、大学教授会の議を経て学長が卒業を認定し卒業証書学位記を授与する。

2 前条に定める卒業に必要な要件を充足し、かつ本学の別に定める他学科の副専攻科目を履修し必要な授業科目および単位数を修得した者については、大学教授会の議を経て学長が副専攻修了証を授与する。

第35条 卒業した者は、次の学士の学位を授与する。

政治経済学部	政治経済学科	学士（政治経済学）
人文学部	欧米文化学科	学士（欧米文化学）
	日本文化学科	学士（日本文化学）
人間福祉学部	児童学科	学士（児童学）
	こども心理学科	学士（心理・健康保健学）
	人間福祉学科	学士（人間福祉学）

第35条の2 政治経済学部政治経済学科、人文学部欧米文化学科及び日本文化学科、並びに人間福祉学部児童学科、こども心理学科及び人間福祉学科の者が教育職員免許状を取得しようとするときは、教育職員免許法第5条の規定に従って、本大学の別に定める教科及び教職に関する専門教育科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状取得に必要な授業科目及びその単位数は、次のとおりとする。

- (1) 政治経済学部政治経済学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ政治経済学部政治経済学科専門科目のとおりとする。
- (2) 人文学部欧米文化学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ人文学部欧米文化学科専門科目のとおりとする。
- (3) 人文学部日本文化学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ人文学部日本文化学科専門科目のとおりとする。
- (4) 人間福祉学部児童学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ人間福祉学部児童学科専門科目のとおりとする。
- (5) 人間福祉学部こども心理学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ人間福祉学部こども心理学科専門科目のとおりとする。
- (6) 人間福祉学部人間福祉学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ人間福祉学部人間福祉学科専門科目のとおりとする。

3 教育職員免許状を取得しようとする者は、別表第Ⅰの2に定めるところに従い、教育職員免許法及び同法施行規則により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。

4 第2項及び前項に定める科目、単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得することができる。

- (1) 政治経済学部政治経済学科
 - 中学校教諭一種免許状（社会）
 - 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
 - 高等学校教諭一種免許状（公民）
- (2) 人文学部欧米文化学科
 - 中学校教諭一種免許状（英語）
 - 高等学校教諭一種免許状（英語）
- (3) 人文学部日本文化学科
 - 中学校教諭一種免許状（国語）
 - 高等学校教諭一種免許状（国語）
- (4) 人間福祉学部児童学科
 - 小学校教諭一種免許状
 - 幼稚園教諭一種免許状
- (5) 人間福祉学部こども心理学科
 - 中学校教諭一種免許状（保健）
 - 高等学校教諭一種免許状（保健）
 - 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
- (6) 人間福祉学部人間福祉学科
 - 高等学校教諭一種免許状（福祉）

第35条の3 人間福祉学部児童学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令第

13条の規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人間福祉学部児童学科専門科目のとおりとする。

3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第Ⅰの4 保育士資格に関する科目に定めるところに従い、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。

第35条の4 図書館司書の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ図書館法施行規則第4条の規定に従って本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 図書館司書資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの5 図書館司書に関する科目のとおりとする。

第35条の5 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ学校図書館司書教諭講習規程第2条及び第3条の規定に従って必要とされる科目、単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格取得を希望する者は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教育職員免許状を取得した者又は取得見込みの者でなければならない。

3 学校図書館司書教諭に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの5 学校図書館司書教諭に関する科目のとおりとする。

第35条の6 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ社会教育法第9条の4第3号及び社会教育主事講習等規程第11条に従って必要とされる科目、単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの6 社会教育主事資格に関する科目のとおりとする。

第35条の7 人間福祉学部人間福祉学科において、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は 社会福祉士及び介護福祉士法等に定める規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 社会福祉士国家試験の受験資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの7 社会福祉士国家試験受験資格に係る指定科目のとおりとする。

3 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく社会福祉に関する科目のうち実習演習科目（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第4条に規定された実習演習科目をいう。）について、別に定めるところに従い、社会福祉士及び介護福祉士法等により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。

第35条の8 人間福祉学部人間福祉学科において、精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は 精神保健福祉士法に定める規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験の受験資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの8 精神保健福祉士国家試験受験資格に係る指定科目のとおりとする。

3 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法第7条第1号に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目のうち実習演習科目（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年度文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定された実習演習科目をいう。）について、別に定めるところに従い、精神保健福祉士法により必要とされる科目及び単位数を取得しなければならない。

第11章 賞 罰

第36条 学生として本学の建学の精神にてらし表彰に値する行為があった者は、大学教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第37条 学長は、不正な行為を行った学生に対し、その自覚と反省を促すとともに、学内外の秩序を回復し、維持するため、懲戒処分をすることができる。

2 前項の懲戒処分的事由、内容及び手続については、「聖学院大学学生懲戒規程」で定める。

第37条の2 停学期間は、第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に参入する。

第12章 厚生施設

第38条 本学教職員、学生のために厚生施設を置くことができる。

第13章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

第39条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

第40条 本学において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

第40条の2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

第41条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第43条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生に関する規則は、別に定める。

2 外国人留学生については、別に定める。

第14章 検定料、入学金及び学費

第44条 検定料、入学金及び授業料その他の諸費（以下「学費」という。）は、別表第Ⅲのとおりとする。

2 前項に定める学費以外に必要なその他の費用は、別に徴収する。

第45条 学費は、年額の2分の1ずつ春学期、秋学期の2期に分け、本学が指定する期間内に納付しなければならない。

第46条 学生に特別の事情がある場合は、審査のうえ月割分納を許可することがある。ただし、最短修業年限超過者は対象としない。

2 前項の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、大学が指定する日までにこれを納付しなければならない。

3 学費を前項の納期から相当期間を経過して納付しない者は除籍する。ただし、卒業年次生にあつては卒業予定月の前月末までに卒業予定月分と合わせて納付しなければならない。

第47条 休学した者の学費は、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の全額を納付しなければならない。ただし、休学が全学期にわたったときは、当該学期分の学費を免除とし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

2 復学したときは学費の全額を納付しなければならない。

第48条 学年の途中で卒業する見込みの者の学費については別に定める。

第49条 学期の途中で退学、又は除籍された者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

第50条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

第51条 研究生、科目等履修生及び特別聴講生の検定料、入学金、学費については別に定める。

第52条 納付した検定料、入学金、学費は返付しない。

第15章 公開講座

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第16章 雑 則

(改正手続)

第54条 この学則の改正は、大学教授会の議を経て学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、文部省の認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、入学検定料は第44条にかかわらず当該年度の入学志願者より適用する。

附 則

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、35条の規定は3月1日から施行する。

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、1996年4月1日から施行する。

2. この学則施行の際、現に本学に在学している者に係る教育課程及び卒業の要件は、この学則による改正後の聖学院大学学則第20条及び第34条に関わる別表第Ⅱの規定にかかわらず、改正前の規定による。

附 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行し、1998年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1999年4月26日から施行する。

附 則

この学則は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行し、2000年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月22日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、2011年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2010年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2012年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2013年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、2014年度から2017年度においては、政治経済学部政治経済学科、コミュニティ政策学科の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

政治経済学部政治経済学科 政治経済学部コミュニティ政策学科

2014年度 460名 2014年度 260名

2015年度 520名 2015年度 160名

2016年度 580名 2016年度 80名

2017年度 640名

2. 前項の規定にかかわらず2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

別記 学部又は学科の教育研究上の目的

(政治経済学部)

18世紀の後半、西欧市民社会の成熟期にあたり、初めて社会科学としての経済学が成立したとき、それは政治経済学（ポリティカル・エコノミー）として構想されたが、爾来、科学技術のめざましい進展の過程で、技術的にも社会的にも分業が進み、これに対応する学問も細分化、専門化の一途をたどってきた。しかし、今日の社会は、過度に専門化された知識をもってしては、かえってその現実の態様を捉えることができなくなっている。巨大な総合的有機体としての現代社会の認識のためには、高度に専門化された知識を生かしつつ、学際的な総合による把握が不可欠となっている。

ここに統合学部としての政治経済学部が構想された。キリスト教思想の伝統においては、ポリティックス（政治学）とエコノミックス（経済学）とは分けられず、広い意味でのエシックス（倫理学）として捉えられていた。この統合は、今この新しい社会状況の中で、現代的妥当性をもって再現されるべきであると考えられる。

政治経済学部では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①社会科学全般にわたる幅広い学問を身につけることで、社会の多様な問題を総合的・多角的に理解・把握できる教養を身につけた人を育成する。
- ②情報の氾濫、価値観の多様化など、従来の枠組みではとらえきれない複雑な社会状況の中で、より適切な判断を行うことができる実力ある人を育成する。
- ③グローバルな場、ローカルな場など、さまざまな場で活躍・貢献する行動力ある人を育成する。

(1) 政治経済学科

日本は現在、他の国々と相携えて秩序ある世界経済の発展に貢献する責任をますます大きく背負う立場にあり、欧米先進諸国とイコール・パートナーとなるに至っている。一方国内的には、都市化・工業化・民主化・情報化の波は日本の地域社会をも、国際的変化に直接連動させる結果をもたらし、日本社会を大きく変えつつある。このような社会変動の渦の中で、一方での科学技術の国際化と他方国際関係の理解や、協応の実をあげるためには、国内外を問わず、政治経済が新たに重要な意味を持つに至り、実社会の第一線で働くとする人材の教育には、政治経済の統合された知識が不可欠となってきた。

そこで本学科では、国際的視野に立つ知識や教養を重視する立場から、まず語学教育を重視する。また、キリスト教世界に属する諸外国の政治経済を中心とする地域研究を進める一方で、日本やアジアその他の国々の地域研究を行い、両者を比較考量する知識を授けるとともに、本学が立地する埼玉県が日本の中でも最も典型的に都市化、高齢化、就業人口の急増化、階層変化等が急速に進みつつある地域だけに、このような社会変動を政治経済の局面において捉え、また社会学的、行政的、法的な観点からも考察する。

政治経済学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①グローバル化社会に対応しうる幅広い教養および語学力を身につけ、世界的視野を開拓する。
- ②複雑多様な現代社会に対処しうる、政治・経済・法律・社会・経営に関する専門知識を修得する。
- ③こうした教養、語学力、専門知識を実社会において十分に活用するための、コミュニケーション、ディスカッション、プレゼンテーション、問題発見の能力を磨く。

(2) コミュニティ政策学科

今日の日本社会の大きな変動の一つとして、行政改革における中央から地方へ行政重心の移動がある。このことは、日本国憲法の国民主権の原理の必然的な帰結であり、相当永続的な動きとなっていくことが予想される。コミュニティ政策学科は、今や本格的に始まろうとしている地方分権の時代への聖学院大学の新しい積極的な対応として開設された。本学科は、地方自治の明確な理念を持ち、その理念の実現と展開への知識と技能を持つ、新時代の地域社会の担い手の養成に取り組む。

政治経済学科がモダナイゼーション（近代化）からグローバル化（世界拡大化）へという軸をもって構想されたのに対して、本学科はグローバル化からローカリゼーション（地域社会化）へとい

う軸をもって構想された。モダナイゼーションの動向は、その中に人民主権の主張するデモクラタイゼーション（民主化）の動向を含むゆえに、近代の象徴としての「国民国家」の時代を超えて、必然的にローカル・コミュニティの形成を重視するローカリゼーションの視点が立ち現れ、そこからその社会変動を明確に捉え、それをもって新しいコミュニティ形成を推進する人材養成の課題と取り組むことが要求されてくる。その視点は、マクロの展望をミクロの視点へと収斂させ、日本の新しい社会を形成する実務的人間の要請の課題を見出さしめる。本学科の目的は、この社会変化に正しく対処し、その方向を善導し、ローカル・ナショナル・グローバルなレベルにおけるコミュニティ形成という政策課題と取り組む人材を養成することであり、そのためにすべて地域社会にその生の基盤を持つ新しい世代に、新しいコミュニティ形成に必要な基礎知識と基本精神と応用能力を涵養することを目的とする。また本学科は、大学院・政治政策学研究科と対応して、現代社会変動における行政学的取り扱いを特に重視する。

コミュニティ政策学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①地域社会の形成・運営に関する知識を身につけ、地域社会を支える地方公務員にふさわしい能力をもった人を育てる。
- ②政治、経済、経営、情報コミュニケーションに関する知識を身につけ、地元企業やコミュニティ・ビジネスなどの経営において専門的知識の活用、実行力を職場で発揮できる企業人を育てる。
- ③地域社会、経済に関する知識を身につけ、地域社会で活躍し貢献する人を育てる。

（人文学部）

人文学部は、古い伝統をもつ大学の「人文学」と呼ばれる学問研究を継承する学部であるが、現代のモダナイゼーションとグローバリゼーションは、古いフマニタスの概念に新しい含蓄を与え、人文学部の新しい妥当性をもたらした。「人間」への関心は、新しい文化形成に深い関わりを持っている。

本学は、プロテスタント・キリスト教の文化伝統を受け継ぐ大学として、欧米文化の研究的教育的継承を課題とする欧米文化学科とプロテスタンティズムの日本到来が惹き起こした日本文化との出会いの結果として日本文化を新しい視点から研究し教育する日本文化学科を擁し、人文学部を構成するものとした。

人文学部では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①グローバリゼーションによって文化の地平が拡がる中で、自国の文化を世界全体の文脈の中で自覚し、新しい文化交流へと生かす広い視野を持つ人材を育成する。
- ②キリスト教を基盤とした人間理解と社会理解をふまえ、他者とともに生きる力の養成をめざす。
- ③「生きる力」の基盤となるコミュニケーション力を育成し、国際的に通用する人材を養成する。

（１）欧米文化学科

時代の趨勢である国際化に対処し、本学は、その自らの存立が根ざすプロテスタント・キリスト教の伝統の精神および文化を継承しつつ、それを研究・教育する「欧米文化学科」を開設する。このことは、あたかも心臓が血流をもって生命体を生かすように、学校法人聖学院の内的要求である。また本学科は、日本国憲法によって規定され、しかもわが国が共有していることを世界に公言しているところの、いわゆる欧米西側文化価値を正しく理解し、それをもって国際社会に貢献し得る人材の養成に取り組むことを目的とする。

欧米文化はその本質において「キリスト教文化」であるから、その精神的核心であるキリスト教の理解から欧米文化を探究させる。また英語教育には特に力を入れ、集中的に学習させる。

歴史を縦軸とし、比較研究を横軸として国際文化関係、文化グローバリゼーションを探究する。また歴史、社会思想、文学、芸術、宗教、近代化論などをとおして、ヨーロッパ文化、アメリカ文化をそれぞれ統合的に把握する訓練を与える。

欧米文化学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①世界を舞台に活躍する国際人を育てる。また、責任ある主体としての職業人の育成をめざして、コミュニケーション力を養成する。
- ②キリスト教を基盤とした欧米文化の知識や考え方を身につけることをめざす。
- ③学生の課題達成度を細かく評価・確認し、新しい課題にいたる各人の顔が見える教育をめざす。

(2) 日本文化学科

欧米のキリスト教文化の到来が惹き起こした日本文化との出会いは、単なる文化の比較論によっては捉えられない深い次元での文化接触であり、それは新しい日本学を要求するものである。今や日本文化の研究は、単なる多元主義による自家文化の特殊性の擁護や主張に留まることもできない。むしろグローバルゼーションという文化地平が拡大してゆく中で、自家文化の特色を自覚しそれを新しく人類文化の文脈の中で理解し、新しい文化交流へと生かすという、「日本学」が要求される。日本文化学科は、この新しい文化グローバルゼーションというコンテキストにおける日本学に取り組む。本学科は、日本文学のほか、広く歴史、宗教、思想、芸術など、ひろく視野を拡大して、日本文化の新しい見直しと統合の方向を模索する。また本学科は、近隣の東北アジアとの文化交流を視野に入れつつ新しい日本学を展開していく。

日本文化学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①日本の社会や文化の課題に、世界の中での日本を見つめるグローバルな視点から取り組むことができる人として活躍できるための、人文学の幅広くかつ深い学識を習得する。
- ②歴史的文化的精神的な遺産を、正しく理解し尊重する専門的な知識にたつて、さまざまな持ち場で活躍できる市民としてのあり方を身につける。
- ③文章表現や言語的コミュニケーションの力を習得し、積極的な自己実現の意欲と、同時に他者を尊重する態度を涵養する。

(人間福祉学部)

本学部は、現代日本において、ただ単に目を過去に向けるだけでなく、その文化遺産を継承して、「神を仰ぎ、人に仕う」という聖学院のスクール・モットーに則り、それを現代の必要に応じて展開することを目途とする。現代において新しく開けてきた人生の2つの問題領域として、少子化によって開示された分野と、急速な高齢社会化によって開示された領域とがある。児童学科は、前者の問題領域に対応して新しい「児童文化」の形成を試み、こども心理学科は、同じく前者に対応して寄り添いと共生を主眼とする新しい「奉仕文化」の形成を試み、人間福祉学科は、少子・高齢化両方の社会動向に対処しつつ新しい「福祉文化」の形成を目指す。この3学科をもって、人間福祉学部を構成するものとした。

人間福祉学部では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①建学の理念を基軸にして学生の人間力を強化し、明確な方向性を持ちながら個性的に生きる人間を育成する。
- ②児童教育や福祉等に関わる諸資格を求める学生には、とくに「理念に立脚する専門人」となり、それをベースに人間の深い理解に基づきともに生きる社会人となるように育成を図る。
- ③社会の中で、広く人間存在の生涯にわたる福祉向上に貢献できる人材となり、困難を抱えた人々の人格を尊びながら相互に主体的な関係性を構築することができる人間の育成を図る。

(1) 児童学科

元来児童の問題は広く人間全体の問題関心のコンテキストにおいて捉える必要があり、それ故それは深く人間学的基礎において取り込まれるべき課題である。本学は人間福祉学部の中に児童学科を設置し、これらの問題と学術的、教育的に取り組む、将来の社会の担い手として社会の希望としての児童の育成に広く貢献すべきと考える。この目的のため、本法人の伝統的遺産であるキリスト教的人間理解、児童観、ならびに家庭観を生かしつつ、併せて新しい児童の研究を進展させ、その関連で幼児教育者の養成を新しく展開していくことは、日本社会における本法人の教育的学術的使命である。

本学科は、キリスト教による児童理解の確立を目指す。キリスト教教育、キリスト教保育などによって、児童の人間形成における宗教の意義について考え、キリスト教の人間観、児童観をとおして、人間形成の本質をみきわめる力をつけさせる。また児童を、その生活と文化、成長と発達、教育および福祉などの視野から総合的に研究し、新しい総合的児童研究の確立を図る。そのために、児童文化系統、心理学系統、関連系統を設ける。また生涯の専門職としての幼児教育者の育成のため、特に音楽教育に力点を置く。

児童学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①「人間学を基底においた児童学」を通じて培った他者理解の方法論や感受性を基にして、言葉・人間関係・

子どもの文化に関する素養を身につけた人を育てる。

- ②発達理論や心理学の知識を土台にして子どもの「言葉にならない思い」を汲み、保育技術と対人援助技術を身につけてその思いに寄り添える実践者を育てる。
- ③資格取得を求める学生に対しては、責任感と倫理観を備えた子どもを育てる専門人として、子どもとその家族の良きパートナーになり、子どもが生きやすい環境づくりと社会全体の福祉に貢献できる小学校教諭、幼稚園教諭、保育士となるよう育成を図る。
- ④異文化を背景とした「子どもの育ち」を応援できる、グローバル化に対応した専門職を育てる。

(2) こども心理学科

現代において、心身の問題、また発達障害などの課題を抱えているこどもたちがいる。本学では日本社会の明日を担う時代のこどもたちの精神的課題の突破口に光を当てるためには、専門的に心理学の課題と取り組まなければならないことを自覚するに至った。そこで、十分な専門的基礎の上に立ってこの現代的課題と取り組む学科を設立することとした。

また、近年発生した大災害に起因した短期および長期にわたる心理学的課題を負うこどもたちをはじめ、心身ともに多様な困難さの中にあるこどもたちに対する心理学的ケア・サポートを実践する機会を提供し、その体験を通して共感性を持った社会的貢献のできる人材を育成する必要も、これからの課題だと考える。

こども心理学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①こどもの人格・人権を十分に尊重することのできるゆるぎない価値観と深い人間理解の基盤を形成し、各々、その価値観に基づいて社会貢献が出来る人を育てる。
- ②こども期にある人々にケア・サポートを提供する実践者を育てる。
- ③こどもが育つ社会や文化、生活などの環境を理解し、こどもたちを支え、人間的にともに育っていく人材を育てる。

(3) 人間福祉学科

福祉は人間の根本欲求であり、人権の内容を規定すると同時に、社会の性格をも規定する。それは日本国憲法第25条に表現されている。この憲法の理想は、福祉文化の基盤整備なしに、空文となる。福祉は、文化の成熟度の指標だからである。福祉文化形成は、福祉社会として制度化されねばならない。

17世紀ピューリタン革命の時、「人民の福祉が最高の法なり」との古いストア的格言が新しくキリスト教的含蓄をもって主張された。それは福祉的人間の自覚と福祉による社会の再構築の意志とを生み出した。それは現代日本の社会的課題でもある。人間福祉学科は、このピューリタニズムの伝統を継承し、現代に生かすことを企てる。

福祉社会の形成は、国家のすぐれて政治的行政的課題である。しかし、またそれだけでなく、福祉社会がしかるべき人間的基礎を要求するものであるかぎり、それは教育の課題でもある。福祉社会がいかなる制度的形態をとるべきか、本学はそれを教育の課題として受け止める。

福祉文化人、もしくは福祉人は、福祉社会の人間的基礎である。福祉人の養成なしに、福祉社会の形成はない。本学科の使命は、福祉文化の担い手たる福祉人の養成である。そのような人間の必要は、社会福祉という特定の分野に限定されるべきではない。社会のいたるところで、福祉人は、社会を福祉社会へと膨らませるパン種と成る人間とならねばならない。

しかし本学科は、福祉文化の担い手としての基礎教養を備え、社会福祉の現場で働く専門職の養成という具体的焦点を併せ持っている。精神なき専門人でなく、精神だけで専門的訓練のない心情家でもなく、福祉人という人間的基礎を持った福祉士である「精神ある専門人」を養成することを目指す。

人間福祉学科では、研究の目的を上記に関わるものとし、教育の目的を以下のように掲げる。

- ①福祉のこころを基盤とし、人間と社会に積極的に関わり、広く福祉施設や医療機関等で福祉援助に従事する専門職、地域づくりやNPO 法人活動等に従事する地域福祉職・福祉行政職、さらには福祉的視野や価値観をもって第一線で活躍する企業人などを育成する。
- ②資格取得を求める学生に対しては、認定心理士や福祉住環境コーディネーター資格を取得し、保健・医療関係者と連携し個別支援や福祉の街づくりなどに貢献できる人材としての育成をめざす。社会福祉士、精

神保健福祉士国家試験受験資格取得をめざす学生には、共働者や問題当事者等の人格を大切にし、尊厳保持のもとに関わっていくことのできる人としての育成を図る。

- ③資格取得以外の道を選択する学生に対しても、「神を仰ぎ人に仕う」という建学の精神に従い、その社会的立場、また職種等に応じて、人間の福祉形成に貢献していく人格として成長できるよう育成を図る。

聖学院大学学生懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、聖学院大学学則（以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、非違行為を行った学生に対する懲戒処分について、手続その他の必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象者)

第2条 学則第37条及びこの規程が定める懲戒処分は、聖学院大学（以下「本学」という。）の学生（大学院生、研究生、科目等履修生及び聴講生を含む。以下同じ。）を対象とする。

(懲戒処分の目的)

第3条 この規程が定める懲戒処分は、次条各号に定める行為（以下「対象行為」という。）を行った学生（以下「対象学生」という。）に対し、その不正への自覚と反省を促すとともに、学内外の秩序を回復し、維持することを目的とする。

(懲戒処分の対象となる行為)

第4条 学生が行う以下の行為を懲戒処分の対象とする。

- (1) 犯罪に該当する行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の定めるストーカー行為
- (4) 不正アクセス行為その他の情報倫理に反する行為
- (5) 授業外において本学の教職員の業務又は他の学生の学習、研究若しくは活動を不当に妨害する行為
- (6) 授業内において本学の教職員の業務又は他の学生の学習、研究若しくは活動を不当に妨害する行為
- (7) 学問的倫理に反する行為
- (8) 定期試験におけるカンニング行為、その他の不正行為

2 前項第8号に掲げる行為に対する懲戒処分については、「聖学院大学定期試験における不正行為懲戒規程」で定める。

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を剥奪すること
- (2) 停学 授業（演習、実習、実験及び研究を含む。）及び課外活動への参加を一定期間禁止すること
- (3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、学長がその不正を戒めること

2 停学の期間は、1週間以上6ヵ月以下とする。ただし、処分の当初、期間を定めずにこれを行うことを妨げない。

3 停学期間分の授業料その他の学納金は、返戻又は減免されない。

4 学長は、教育上必要であると判断したときは、停学又は訓告の処分と併せて、誓約書及び反省文の提出を対象学生に命じることができる。

5 前条第8号の行為をした学生に対しては、第1項各号の懲戒のほか、「単位認定に関する内規」の定める不合格、減点その他の措置を講ずることができる。

(厳重注意)

第6条 懲戒処分に相当しない場合であっても、学生部長及び教務部長は、対象行為又はこれに準ずる行為を行った学生に対し、その不正への自覚と反省を促すため、厳重注意をし、誓約書及び反省文を提出させることができる。

(自宅待機命令)

第7条 学長は、対象学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命じることができる。

2 懲戒処分の内容が停学であるときは、学長は、その判断により、自宅待機の期間を停学期間に算入することができる。

(事実関係の調査)

第8条 対象行為若しくはその疑いのある行為又はそれに起因すると見られる被害の状況が了知されたとき

は、当該行為が第4条第1項第1号から第5号までに該当する場合は学生部長、同項第6号から第8号までに該当する場合は教務部長（以下「学生部長又は教務部長」という。）は、事実関係を明らかにするため、速やかに、当該行為を行った学生及び関係者からの事情聴取その他の必要な調査を行うとともに、学長に状況の報告をするものとする。この場合において、報告を受けた学長は、学生部長又は教務部長に対し、指示を与えることができる。

2 学生部長又は教務部長は、前項の調査を行うについて、当該行為が第4条第1項第1号から第5号までに該当する場合は学生部委員、同項第6号から第8号までに該当する場合は教務部委員に対し、必要な指示を与えることができる。

3 第1項の調査においては、当該行為を行った学生に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。
（懲戒処分の手続）

第9条 学生部長又は教務部長は、前条の調査の結果を学長に報告する。この場合において、懲戒処分が相当であると思料したときは、学生部委員会又は教務部委員会を招集するものとする。

2 学長又は学生部長若しくは教務部長は、必要に応じ、前項の学生部委員会又は教務部委員会に、「聖学院大学学生部委員会規程」第2条第3項若しくは第4項に掲げる者又は「聖学院大学教務部委員会規程」第2条第3項若しくは第4項に掲げる者を加えることができる。

3 学生部委員会又は教務部委員会は、認定された事実関係、対象行為の内容及び悪質性、生じた被害の重大性、対象学生の主観的態様、反復性その他の事情並びに相当する懲戒処分（処分不相当とする場合を含む。次項において同じ。）の案について協議し、その結果を学長に答申する。

4 学長は、前項の答申を基に、懲戒処分を決定する。

5 学生部長又は教務部長は、前項の懲戒処分を、大学教授会（対象学生が大学院生である場合にあっては、研究科委員会を含む。）に報告するものとする。ただし、特に秘密保護の必要性が高い事案であるときは、一部の事項を除いて報告することができる。

（懲戒処分の通告及び発効）

第10条 学長は、対象学生及びその保証人に対し、その決定した懲戒処分を書面にて通告する。この場合において、教育上適当であると判断したときは、対象学生を呼び出し、対面して通告することができる。

2 懲戒処分は、学長が通告を発した日から発効する。ただし、懲戒処分の内容が停学で、かつ、自宅待機の期間を停学期間に算入したときは、自宅待機の期間の初日から発効したものとみなす。

（不服申立て）

第11条 懲戒処分を受けた学生が異議を有するときは、前条第2項の懲戒処分の発効日から2週間以内に、学長に対して書面にて不服申立てをすることができる。この場合において、2週間以内に申立てをすることができない正当な理由があるときは、その理由が消滅した日から2週間以内に、理由を添えて申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、次項に定める不服申立て審査委員会の委員を任命し、同委員会を招集する。

3 不服申立て審査委員会は、第9条の懲戒処分の手続に携わった学生部委員会又は教務部委員会の委員以外の者の中から学長が指名した、5名以上の委員により構成される。

4 不服申立て審査委員会は、第9条第3項の協議の結果、その基礎とされた資料及び懲戒処分を受けた学生が提出した不服申立ての文書を基として、同条第4項の懲戒処分の当否を審査する。この場合において、不服申立て審査委員会は、必要に応じて、弁護士その他の有識者を招致し、又は不服申立てをした学生その他関係者を呼び出し、その意見又は事情を聴取して、資料とすることができる。

5 不服申立て審査委員会は、審査の結果、当該懲戒処分が相当であると判断したときは、学長に対し、不服申立てを棄却することが相当である旨の答申をする。

6 学長が前項の棄却の答申を受けた場合においては、第9条第4項及び第5項並びに前条第1項の規定を準用する。

7 不服申立て審査委員会は、審査の結果、当該懲戒処分が相当でないと判断したとき又は第8条の調査若しくは第9条第3項の協議が十分でないと判断したときは、学長に対し、懲戒処分の取消し若しくは変更又は再調査若しくは再協議（以下「再調査等」という。）をすることが相当である旨の答申をし、第4項

の審査で用いた資料を学生部委員会又は教務部委員会に引き継ぐものとする。

- 8 不服申立て審査委員会の事務は、対象行為が第4条第1項第1号から第5号までに該当する場合は学生課が、同項第6号又は第7号に該当する場合は教務課が、これを行う。
- 9 不服申立ては、次条に定める再調査等を経て行われた懲戒処分及び定期試験における不正行為に対する懲戒処分に対しては、行うことができない。

(再調査等)

第12条 学長は、前条第7項の答申を受けたときは、学生部長若しくは教務部長又は学長が指名する者に対し、再調査等を命じる。

- 2 前項の命を受けて招集された学生部委員会若しくは教務部委員会又は前項の命を受けた学長が指名する者は、その命に応じて、事実関係についての再調査又は第9条第3項の各事情及び相当する懲戒処分(処分不当とする場合を含む。第4項において同じ。)の案についての再協議をし、その結果を学長に答申する。

- 3 第9条第2項の規定は、前項の学生部委員会又は教務部委員会について準用する。

- 4 再調査等を経て行われる懲戒処分の決定及び大学教授会への報告並びに通告及び発効については、第9条第4項及び第5項並びに第10条の規定を準用する。

(懲戒処分の確定及び公示)

第13条 懲戒処分は、次の各号に定めた時に確定する。

- (1) 懲戒処分の発効日後、不服申立てがなされずに2週間を経過した時
- (2) 懲戒処分の発効日後、対象学生から不服申立てをしない旨の申し出があった時
- (3) 前条の再審議を経て行われた懲戒処分が発効した時

- 2 懲戒処分が確定したときは、本学は、懲戒処分を受けた学生の氏名及び所属並びに懲戒処分の内容及び理由を公示するものとする。ただし、その全部又は一部を非公示とすべき特段の事情があるときは、この限りでない。

(対象学生からの退学願の取扱い)

第14条 懲戒処分の確定前に、対象学生から退学願が提出されたときは、本学は、懲戒処分が確定するまでこれを受理しない。

(刑事手続との関係)

第15条 この規程の定める懲戒処分についての手続は、対象行為が刑事手続の対象となった場合には、その終結後に行うものとする。ただし、招来した結果が重大であるとき、又は刑事手続において対象学生が罪状を認めたときは、この限りでない。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、学生部委員会又は教務部委員会の発議による大学教授会の協議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

聖学院大学定期試験における不正行為懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「聖学院大学学生懲戒規程」第4条第2項の規定に基づき、定期試験においてカンニング行為その他の不正行為が行われた場合について、懲戒処分内容及び手続その他の必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象者)

第2条 この規程が定める懲戒処分は、聖学院大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生を含む。以下同じ。）を対象とする。

(懲戒処分の目的)

第3条 この規程が定める懲戒処分は、定期試験において次条に定める不正行為を行った学生（以下「対象学生」という。）に対し、その不正への自覚と反省を促すとともに、本学の教育の質を保証することを目的として行う。

(不正行為)

第4条 定期試験において学生が行う次の行為を、不正行為とする。

- (1) 次項に定めるカンニング行為
- (2) 自己に代わって他人に受験させること
- (3) 他の学生が行う前2号の行為に協力し、又はこれを手助けする行為
- (4) その他不正な手段を用いて解答を作成すること

2 「カンニング行為」とは、試験問題の解答を作成するに当たり、試験中、次の行為（当該科目の担当教員又は試験監督者が特に許可したものを除く。）をすることをいう。

- (1) 書籍、資料又はノート（これらのコピーを含む。）を参照すること
- (2) 自己の所持品若しくは身体又は教室内の設備若しくは備品に施した書込み（データ状のものを含む。）を参照すること
- (3) 他人の答案を盗み見ること
- (4) 他人と通じて、又は通信機器若しくは電子機器を使用して解答内容についての示唆を得ること
- (5) 配付された解答用紙を、予め用意した解答用紙又は他人が作成した解答用紙と交換すること

(懲戒の内容)

第5条 本学は、対象学生に対し、次の各号に定める懲戒を重ねて科すものとする。

- (1) 2週間の停学（課外活動への参加の禁止を含む。）
- (2) 不正行為を行った科目の当該学期における単位の不認定
- (3) 当該試験期間中に受験し、又は提出した全科目についての試験又はレポートの得点の50%減点

2 停学期間分の授業料その他の学納金は、返納又は減免されない。

3 学長は、教育上必要であると判断したときは、第1項各号又は第2項の懲戒と併せて、誓約書又は反省文の提出を対象学生に課することができる。

(自宅待機命令)

第6条 学長は、対象学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命じることができる。

2 学長は、その判断により、自宅待機の期間を停学期間に算入することができる。

(不正行為の事実の調査)

第7条 試験監督者は、定期試験において不正行為又はその疑いのある行為を発見したときは、それを行った学生の解答の作成を直ちに中止させ、証拠物があるときはこれを押収するとともに、当該学生を試験実施本部（定期試験の適正な実施のために待機する教務部委員をいう。）に連行し、経緯を報告する。

2 報告を受けた試験実施本部は、当該学生及び試験監督者からの事情聴取その他の調査を行い、その結果を教務部長に報告する。

3 前項の調査においては、不正行為又はその疑いのある行為を行った学生に対し、十分な弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒処分の手続)

第8条 前条第2項の報告を受けた教務部長は、遅滞なく、教務部委員会を招集する。ただし、不正行為に該当しないことが明らかとなった場合は、この限りでない。

2 教務部委員会は、前条の調査の結果を基に、当該行為の不正行為該当性及び懲戒処分の内容を協議する。この場合において、調査の結果に疑義があるときは、当該学生を呼び出して事情を再聴取することができる。

3 教務部委員会は、前項の協議の結果を学長に答申する。

4 学長は、前項の答申を基に、懲戒処分を決定する。

5 教務部長は、前項の懲戒処分を、大学教授会に報告するものとする。ただし、特に秘密保護の必要性が高い事案であるときは、この限りでない。

(懲戒処分の通告)

第9条 懲戒処分が決定したときは、教務部長は、対象学生を呼び出し、これを通告する。ただし、特段の事情があるときは、書面にて通告することを妨げない。

2 前項の通告は、学生部長、対象学生が所属する学科又は研究科の学科長又は研究科長、教務課長、学生課長その他関係教職員の立会いの下にこれを行う。

(懲戒処分の公示)

第10条 懲戒処分が決定したときは、本学は、対象学生の氏名及び所属並びに懲戒処分の内容及び理由を公示するものとする。ただし、その全部又は一部を非公示とすべき特段の事情があるときは、この限りでない。

(対象学生からの退学願の取扱い)

第11条 懲戒処分の決定前に、対象学生から退学願が提出されたときは、本学は、懲戒処分が決定するまでこれを受理しない。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、教務部委員会の発議による大学教授会の協議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。